財産目録 令和6年03月31日現在

法 人:社会福祉法人 下妻市社会福祉協議会 事 業:法人全体

1 / 2

						(単位:円)			
貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額			
資産の部 1 流動資産									
	常陽銀行下妻支店	_	運転資金として	-	-	141,240,840			
事業未収金	通所介護事業所他	-	2.3月分介護保険料他	-	-	59,077,603			
未収金		-		-	-	C			
立替金	地域福祉事業他	-	令和5年度労働保険料概算保 険料他	-	-	8,289,138			
前払金	地域福祉事業他	-	令和6年度社協の保険他	-	-	150,120			
仮払金	地域福祉事業他	-	にこにこ学習塾軽食代	-	-	5,125			
流動資産合計 208,762,8									
2 固定資産 (4) 基本 財 金									
(1) 基本財産 定期預金	常陽銀行下妻支店他	-	寄付者により社会福祉法人 の基本金に指定	-	-	4,000,000			
	基本財產	└──── 崔合計	の季中並に相比			4,000,000			
(2) その他の固定資産									
建物	(心身障害者福祉センター「ひばりの」)トイレ修繕工事	2022年度	トイレ改修工事他 	340,230	24,694	315,536			
	(下妻社協ケアセンター)ヨド物置L MA-1818H	1		187,320	187,319	1			
	`イナバMBX-65F´	2006年度		305,949	305,948	1			
	(下妻社協ケアセンター)簡易物置 ヨドLMA-22H	2006年度		413,973	413,972	1			
車輌運搬具	トヨタエスティマ9688 他		小 計 社会福祉事業に使用	20,138,491	18,209,046	315,539			
半判壁放兵器具及び備品	発電機 他	-	社会福祉事業に使用	25,956,370		1,929,445 6,580,614			
長期貸付金	小口資金貸付	_	小口資金貸付	25,950,570	19,373,730	5,446,911			
退職手当積立基金預け金	全国社会福祉協議会 職員3	_	退職積立金	_	_	106,346,520			
金福祉基金積立資産	6名分 常陽銀行下妻支店他	_	将来における福祉会館等の	_	_	50,011,903			
ボランティア基金積立資産	常陽銀行下妻支店他	-	建設資金ボランティア活動の資金	-	-	30,003,962			
交通遺児基金積立資産	常陽銀行下妻支店	-	交通遺児に関する事業の資	-	-	1,160,966			
修繕積立資産	常陽銀行下妻支店	-	金 福祉センター「シルピア」 「ひばりの」の修繕費等	-	-	9,775,485			
備品等購入積立資産	常陽銀行下妻支店	-	- ひはりの」の修繕貸寺 通所介護事業所入浴設備等 の費用	-	-	15,857,608			
人件費積立資産	常陽銀行下妻支店他	-	の資用 介護保険・障害者総合支援 事業従事職員人件費保障	-	-	49,002,400			
その他の固定資産	スズキハイゼット他	-	リサイクル料	-	-	26,090			
	その他の固況	└ 定資産合計	†	L		276,457,443			
	固定資源					280,457,443			
負債の部	資産:	<u>合計</u>				489,220,269			
1 流動負債						-			
事業未払金	令和6年1~3月分退職手当積立金他	-		-	-	35,099,648			
預り金	あおぞらサービス利用料他	-		-	-	354,036			
仮受金	W## // ## 1	-		-	-	(
賞与引当金 	当期分賞与引当金(12月~3月分)			-	-	11,171,697			
	流動負債	貝古計				46,625,381			
退職給付引当金	全国社会福祉協議会	-		-	-	121,563,240			
	固定負債	責合計	<u> </u>			121,563,240			

財産目録 令和6年03月31日現在

法 人:社会福祉法人 下妻市社会福祉協議会

事 業:法人全体

2 / 2

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
			168,188,621			
			321,031,648			

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。

- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
 ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
 ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の20規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。 なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。 ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。

- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輌運搬具のには会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。